

社会保険料の納付額確認

社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

納付額の確認を希望する方には、各担当課で納付額確認書の発行を行っていますので、必要書類を持参のうえ、お越しください。

年金からの特別徴収(年金天引き)されている分の納付額確認書は発行できませんので、源泉徴収票で確認してください。

◎納付額の確認方法

対象期間：平成30年1月1日～12月31日

- ・年金天引きの場合は、年金支払者(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票で確認できます。本人以外が、社会保険料控除として申告することはできません。
- ・納付書で納付している場合は領収書で、口座振替の場合は預金通帳で確認することもできます。

◎納付額確認の申請に必要なもの

運転免許証・保険証などの本人確認ができるもの
 ※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

- ☎税務課課税班** ☎84-1212
- 住民課国保年金班** ☎84-1214
- 福祉課介護班** ☎84-1257

決算・確定申告 早期提出のための出張指導会 東金青色申告会 横芝支部・光支部

個人青色申告者を対象に、町内2会場で、記帳と決算・確定申告相談を行います。

光地域 と き 2月6日(水)
午前9時30分～正午
午後1時～4時
ところ 町民会館

横芝地域 と き 2月8日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～4時
ところ 文化会館

☎一般社団法人東金青色申告会
☎0475-52-1284

☎税務課課税班 ☎(84)1212

- ▼町で受けられない申告相談
- 次の申告相談は、町では受け付けてできませんので、税務署へご相談ください。
- ・青色申告
 - ・土地・建物と株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
 - ・雑損控除
 - ・消費税
 - ・贈与税
 - ・相続税

町県民税・所得税の申告相談と提出

2月18日(月)から3月15日(金)までの土・日曜日を除く毎日、文化会館で申告の相談会場を開設します。
 ※提出のみの方は、税務課または文化会館で受け付けます。

給与や賃金を支払う方へ

源泉徴収票・給与支払報告書の提出を

平成30年中に給与・賃金などを支払った事業所・事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(木)までに全ての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提出する必要があります。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、全てを受給者の住所地(平成31年1月1日現在)の市町村に提出する必要があります。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も提出が必要ですので、忘れずに手続きしてください。

☎税務課課税班 ☎84-1212

法定調書の作成・提出はe-Taxで

自宅・オフィス・税理士事務所などから、インターネットを利用して法定調書等を税務署へ提出することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続き、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新情報をお知らせしています。

※平成30年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、1月31日(木)です。

☎東金税務署 ☎0475-52-3121

※自動音声でご案内しており、担当者がご用件にお答えします。